

指定認知症対応型共同生活介護事業

運営指導基準

— 令和8年4月1日適用—

練馬区福祉部指導検査担当課

「法」＝介護保険法(平成9年法律第123号)
「則」＝介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
「条例」＝練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例(平成24年12月練馬区条例第58号)
「省令」＝指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)
「基準について」＝指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号他)
「告示」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)
「留意事項」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号他)
「利用者等告示」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)
「大臣基準告示」＝厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
「施設基準告示」＝厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)
「通所介護費等の算定方法告示」＝厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準および看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)
「厚生労働大臣が定める地域告示」＝厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)
「厚生労働大臣が定める中山間地域告示」＝厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)

運営指導基準（認知症対応型共同生活介護）

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
第 1 総則	1 指定地域密着型サービスの事業の一般原則 (1) 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 (2) 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、区、他の地域密着型サービス事業者または居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 (3) 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 (4) 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	条例第 3 条第 1 項 条例第 3 条第 2 項 条例第 3 条第 3 項 条例第 3 条第 4 項		B B B B
第 2 基本方針	1 基本方針 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護状態であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになっているか。	条例第111条 基準について第3の5の1		C
第 3 人員に関する基準	1 従業者の員数 (1) 介護従業者		・勤務表	

① 日中（夜間および深夜の時間帯以外）について ユニットごとに、常勤換算方法で、利用者の数が3 また その端数を増すごとに1以上配置しているか。	条例第112条第1項 基準について第3の 5の2(1)②イ	・出勤簿またはタイム カード ・サービス記録	C
② 夜間および深夜の時間帯について ユニットごとに、時間帯を通じて1以上配置している か。		・職員名簿 ・雇用契約書 ・資格を確認する書類	C
※ 事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、 当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者 が円滑な利用者の状況把握および速やかな対応を行うことが 可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生 活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確 保されていると認められるときは、夜間および深夜の時間帯に 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従 業者の員数は、夜間および深夜の時間帯を通じて2以上の介護 従業者に夜間および深夜の勤務を行わせるために必要な数以 上とすることができる。			
※ 利用者の数は、前年度の平均値とする。	条例第112条第2項		
※ 新規に指定を受ける場合の利用者の数は、推定数による。			
③ 介護従業者のうち1以上の者は、常勤であるか。	条例第112条第3項 基準について第3の 5の2(1)②		C
④ 介護従業者が併設の（看護）小規模多機能型居宅介護事 業所と兼務している場合、認知症対応型共同生活介護事業 所と、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の双方の人 員に関する基準を満たしているか。	条例第112条第4項 基準について第3の 5の2(1)②ロ(参 照第3の4の2(1) ②チ)		C
(2) 計画作成担当者			
① 事業所ごとに専従の計画作成担当者を1人以上配置して いるか。	条例第112条第5項 基準について第3の 5の2(1)③イ、チ		C
※ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共 同生活介護事業所における他の職務に従事することができる。 また、管理者との兼務もできるものとする。			
② 計画作成担当者は、認知症実践者研修または基礎課程を 修了している者であるか。	条例第112条第6項 基準について第3の		C

	※ 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができる。 ③ 計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員であるか。 ※ 併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。 ④ ③の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督しているか。 2 管理者 (1) 事業者は、共同生活住居(ユニット)ごとに常勤専従の管理者を置いているか。 (2) 共同生活住居の管理上支障がない場合に、兼務しているか。 兼務可能な場合 ① 当該ユニットの介護従業者 ② 同一事業所の他の共同生活住居(ユニット)の管理者 ③ 同一の事業者によって設置された他の事業所の職務 (3) 管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識および経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従	5の2(1)③へ 条例第112条第10項 条例第112条第7項 基準について第3の 5の2(1)③ロ、ハ 条例第112条第8項 基準について第3の 5の2(1)③ニ 条例第113条第1項 基準について第3の 5の2(2)① 条例第113条第1項 基準について第3の 5の2(2)① 基準について第3の 5の2(1)③チ 基準について第3の 5の2(2)①ロ 条例第113条第3項 基準について第3の 5の2(2)② (参照第3の4の2 (2)②)	C C C C C	
--	--	---	--	--

	事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修（またはこれと同等と認められる研修）を修了しているものか、または区からの推薦を受けて研修の申し込みを行っているものか。 ３ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者 代表者は特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業開設者研修（またはこれと同等と認めれる研修）を修了しているものか。	条例第114条 基準について第3の5の2(3)(参照第3の4の2(3))	C	
第4 設備に関する基準	(1) 共同生活住居の数は1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1または2）としているか。 ※ 基準第93条第2項に定める「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。 なお、指定認知症対応型共同生活介護事業所については、原則として、全ての事業所でスプリンクラー設備の設置が義務づけられているので、留意されたい。 (2) 共同生活住居は、その入居定員を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 ※ 居間および食堂は同一の場所とすることができる。 (3) 居室の定員は、1人としているか。 ※ ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 (4) 居室の床面積は、7.43平方メートル以上としているか。	条例第115条第1項 基準について第3の5の3(1) 基準について第3の5の3(2) 条例第115条第2項 基準について第3の5の3(2)(3)(4) 条例第115条第5項 条例第115条第3項 基準について第3の5の3(3) 条例第115条第4項 基準について第3の	C	C
			C	
			C	

第5 運営に関する基準	(5) 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしているか。 ※ 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第75条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	5の3(3)(6) 条例第115条第6項 基準について第3の 5の3(5)		C	
	1 入退居 (1) 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。 (2) 主治の医師の診断書等により、入居申込者が認知症であることを確認しているか。 (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院または診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。 (4) 利用者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。 (5) 利用者の退居の際には、利用者およびその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。	条例第115条第7項		C	
		条例第116条第1項		C	
		条例第116条第2項	・アセスメントシート ・モニタリングシート	C	
		条例第116条第3項 基準について第3の 5の4(1)①	・認知症対応型共同生活介護計画 ・診断書	C	
		条例第116条第4項 基準について第3の 5の4(2)②		B	
		条例第116条第5項		C	

	(6) 利用者の退居に際しては、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 2 サービス提供の記録 (1) 利用者の被保険者証に、入居に際しては入居の年月日および入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等（サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項）を記録しているか。 3 利用料等の受領 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスの場合は、利用者から介護報酬の1割（一定以上所得者の場合は2割または3割）の額の支払いを受けているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに係る支払い以外で、下記の費用以外の費用の支払いを受けていないか。 ① 食材料費 ② 理美容代 ③ おむつ代 ④ サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当と認	条例第116条第6項 条例第117条第1項 基準について第3の5の4(2)① 条例第117条第2項 基準について第3の5の4(2)② 条例第118条第1項 基準について第3の5の4(3)① (参照第3の1の4(13)①、②) 条例第118条第2項 条例第118条第3項 基準について第3の5の4(3)②	・被保険者証 ・サービス提供記録 ・業務日誌 ・モニタリングシート ・請求書控 ・領収書控 ・重要事項説明書 ・運営規程	B C C C C C
--	--	---	---	---

められるもの				
(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	条例第118条第4項 基準について第3の5の4(3)① (参照第3の1の4(13)④)			C
(5) サービスを提供した費用の支払いを受けた際、利用者に領収証を交付しているか。	法第42条の2第9項 (準用第41条第8項)	・請求書控 ・領収書控		C
(6) 利用者に交付する領収証には、保険給付による額とその他の費用による額が区分して記載されているか。	則第65条の5(準用第65条)			C
4 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針				
(1) 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。	条例第119条第1項	・アセスメントシート ・指定認知症対応型共同生活介護計画		C
(2) 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。	条例第119条第2項 基準について第3の5の4(4)①	・サービス提供の記録		C
(3) 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。	条例第119条第3項			C
(4) 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	条例第119条第4項 基準について第3の5の4(4)②			C
(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、その利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。	条例第119条第5項 基準について第3の5の4(4)③	・身体的拘束廃止に関する(適正化のための)指針 ・身体的拘束の適正化検討委員会名簿 ・身体的拘束の適正化検討委員会議事録		C
(6) (5)の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	条例第119条第6項 基準について第3の5の4(4)③	・(身体拘束がある場合)入所者の記録、家族への確認		C

	(7) 身体的拘束等の適正化を図るため、つぎに掲げる措置を講じているか。 ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること ※ 指針に盛り込む項目 イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	条例第119条第7項 基準について第3の 5の4(4) 身体拘束廃止・防止 の手引きR6年3月 (R5年度老人保健健康推進等事業、介護施設、事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業) 条例第119条第7項 第1号 基準について第3の 5の4(4)④ 条例第119条第7項 第2号 基準について第3の 5の4(4)⑤ 条例第119条第7項 第3号 基準について第3の 5の4(4)⑥	書 ・研修記録	C
--	---	--	--------------------	---

	(8) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的につぎの各号に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。 ① 外部の者による評価 ② 運営推進会議における評価 5 認知症対応型共同生活介護計画の作成 (1) 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。 (2) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。 ※ 多様な活動 地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味または嗜好に応じた活動等 (3) 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。 (4) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	条例第119条第8項基準について第3の5の4(4)⑦、第3の5の4(16) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成18年10月17日老計発第1017001号) 条例第120条第1項 条例第120条第2項基準について第3の5の4(5)② 条例第120条第3項基準について第3の5の4(5)③ 条例第120条第4項基準について第3の5の4(5)③	・自己評価の結果 ・外部評価の結果 ・認知症対応型共同生活介護計画 ・アセスメントシート ・サービス提供記録 ・モニタリングシート	C C B C C
--	---	--	---	--

	(5) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。 (6) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者および指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っているか。 ① 認知症対応型共同生活介護計画に基づいたサービスの提供 ② 目標の達成状況 ③ 達成状況に基づいた計画の作成（変更） ④ 定期的なモニタリングの実施 ※ (2) から (5) までの規定は、(6)に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用しているか。 6 介護等 (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 (2) 事業者は、利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 ※ ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスを利用に供することは差し支えない。 (3) 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。 7 社会生活上の便宜の提供等 (1) 事業者は、利用者の趣味または嗜好に応じた活動の支援に努めているか。	条例第120条第5項 基準について第3の 5の4(5)③ 条例第120条第6項 基準について第3の 5の4(5)④ 条例第120条第7項 条例第121条第1項 基準について第3の 5の4(6)① 条例第121条第2項 基準について第3の 5の4(6)② 条例第121条第3項 基準について第3の 5の4(6)③ 条例第122条第1項 基準について第3の 5の4(7)①	(認知症対応型共同生活介護事業者と通所介護事業者との間の契約がある場合) ・個別サービス計画 ・認知症対応型共同生活介護計画 ・アセスメントシート ・サービス提供記録 ・モニタリングシート ・サービス提供記録 ・業務日誌	C C C C C B B
--	---	---	---	--

	(2) 事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。 (3) 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	条例第122条第2項 基準について第3の5の4(7)②	C	
	(3) 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	条例第122条第3項 基準について第3の5の4(7)③	B	
	8 管理者による管理 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービスもしくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者でないか。 ※ ただし当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	条例第123条	C	
	9 運営規程 事業者は、共同生活住居(ユニット)ごとに、つぎに掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 (1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務内容 (3) 利用定員 (4) 指定認知症対応型共同生活介護の内容および利用料その他の費用の額 (5) 入居に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項（緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について）	条例第124条 基準について第3の5の4(8)	・運営規程 ・重要事項説明書	C

10 勤務体制の確保等

(1) 事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めているか。

※ 共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間および深夜の勤務の担当者等を明確にすること。

(2) (1) の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。

(3) 事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。なお、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。

(4) 事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。

条例第125条第1項
基準について第3の
5の4(9)①

・雇用の形態（常勤・非常勤）
・がわかる文書
・勤務実績表
・就業規則
・運営規程
・雇用契約書
・サービス提供記録

C

条例第125条第2項
基準について第3の
5の4(9)②

C

条例第125条第3項
基準について第3の
5の4(9)④⑤
(参照第3の2の2
の3(6)③)

・研修計画
・実施記録

C

条例第125条第4項
基準について第3の
5の4(9)
(参照第3の1の4
(22)⑥)

・ハラスメントの内容および防止を明確化した方針

C

11 定員の遵守

事業者は、入居定員および居室の定員を超えて入居させていないか。

※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合を除く。

条例第126条

・業務日誌
・運営規程
・国保連への請求書控

C

12 協力医療機関等

(1) 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。

※ 協力医療機関のおよび協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。

条例第127条第1項
基準について第3の
5の4(10)①

C

	(2) 事業者は、(1)の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、つぎに掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。 ① 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ② 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 (3) 事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、区長に届け出ているか。 (4) 事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。 (5) 事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行なっているか。 (6) 利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めているか。 (7) 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 (8) 事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携および支援の体制を整えているか。	条例第127条第2項 基準について第3の 5の4(10)② 条例第127条第3項 基準について第3の 5の4(10)③ 条例第127条第4項 基準について第3の 5の4(10)④ 条例第127条第5項 基準について第3の 5の4(10)⑤ 条例第127条第6項 基準について第3の 5の4(10)⑥ 条例第127条第7項 基準について第3の 5の4(10)⑦ 条例第127条第8項 基準について第3の 5の4(10)⑦	B C B C B B C	
--	---	--	--	--

	13 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止			
	(1) 事業者は、指定居宅介護支援事業者またはその従業者に 対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介する ことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してい ないか。	条例第128条第1項 基準について第3の 5の4(11)①		C
	(2) 事業者は、指定居宅介護支援事業者またはその従業者か ら、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償と して、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	条例第128条第2項 基準について第3の 5の4(11)②		C
	14 記録の整備			
	(1) 事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記 録を整備しているか。	条例第129条第1項		C
	(2) 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介 護の提供に関するつぎの各号に掲げる記録を整備し、その完 結の日から2年間保存しているか。	条例第129条第2項		C
	① 認知症対応型共同生活介護計画			
	② 提供した具体的なサービスの内容等の記録			
	③ 身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身 の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録			
	④ 準用する第30条に規定する区への通知に係る記録			
	⑤ 準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録			
	⑥ 準用する第42条第2項に規定する事故の状況および事 故に際して採った処置についての記録			
	⑦ 準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要 望、助言等の記録			
	15 内容および手続の説明および同意			
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あ らかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概 要、認知症対応型共同生活介護従業者等の勤務体制その他の 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事 項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始につ いて利用申込者の同意を得ているか。	条例第130条(準用第 11条第1項) 基準について第3の 5の4(16) (準用第3の1の4 (2)①)	・重要事項説明書 ・契約書 ・利用申込書 ・同意に関する記録	C

	※ 重要事項説明書に盛り込むべき内容 ・運営規程の概要 ・従業員の勤務の体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、(1)の規定による文書の交付に代えて、(5)で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であってつぎに掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供しているか。この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 ① 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの ア 指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者またはその家族の閲覧に供し、当該利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)	条例第130条(準用第11条第2項) 条例第130条(準用第11条第2項第1号)	C	
--	--	--	---	--

	② 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で 作られる記録であって、電子的計算機による情報処理の用 に供されるものをいう）に係る記録媒体をいう）をもって 調製するファイルに（１）に規定する重要事項を記録した ものを交付する方法 （３）（２）に掲げる方法は、利用申込者またはその家族がファ イルへの記録を出力することにより文書を作成することが できるものか。 （４）（２）①の「電子情報処理組織」とは、指定認知症対応 型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込 者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回 線で接続した電子情報処理組織をいう。 （５）指定認知症対応型共同生活介護事業者は、（２）の規定 により（１）に規定する重要事項を提供しようとするときは、 あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用 いるつぎに掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書 または電磁的方法による承諾を得ているか。 ① （２）の①～②に規定する方法のうち指定認知症対応型 共同生活介護事業者が使用するもの ② ファイルへの記録の方式 （６）（５）の規定による承諾を得た指定認知症対応型共同生 活介護事業者は、当該利用申込者またはその家族から文書ま たは電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨 の申出があった場合は、当該利用申込者またはその家族に対 し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によっ てしてはいないか。ただし、当該利用申込者またはその家族が 再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 16 提供拒否の禁止 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、正当な理由なく指 定認知症対応型共同生活介護の提供を拒んでいないか。	条例第130条(準用第 11条第２項第２号) 条例第130条(準用第 11条第３項) 条例第130条(準用第 11条第４項) 条例第130条(準用第 11条第５項) 条例第130条(準用第 11条第６項) 条例第130条(準用第 12条) 基準について第３の ５の４(16)	C C C C C	
--	--	---	--	--

		(準用第3の1の4 (3))		
	17 受給資格等の確認			
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認しているか。	条例第130条(準用第14条第1項) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の1の4(5)①)	・介護保険番号、有効期限等 を確認している記録等	C
	(2) (1)の被保険者証に、介護保険法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供するように努めているか。	条例第130条(準用第14条第2項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(5)②)		B
	18 要介護認定の申請に係る援助			
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	条例第130条(準用第15条第1項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(6)①)		C
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。	条例第130条(準用第15条第2項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(6)②)		C
	19 保険給付の請求のための証明書の交付			
	法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められ	条例130条(準用第24条) 基準について第3の		C

	る事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	5の4(16)(準用第3の1の4(14))		
	20 利用者に関する区への通知 指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用者がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。 (1) 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。	条例第130条(準用第30条) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(18))	・区に送付した通知に係る記録	C
	21 業務継続計画の策定等 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。 (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	条例第130条(準用第34条の2第1項) 基準について第3の5の4(12) 条例第130条(準用第34条の2第2項) 基準について第3の5の4(12) 条例第130条(準用第34条の2第3項) 基準について第3の5の4(12)	・業務継続計画 ・業務継続に係る研修記録	 C C
	22 掲示 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その	条例第130条(準用第36条第1項、第2項)	・掲示物等	C

	他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※ (1) に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(25)①イ、②) 条例第130条(準用第36条第3項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(25)①ハ)	・ウェブサイト	C
23 秘密保持等		条例第130条(準用第37条第1項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(26)①) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日老発0414第1号) 条例第130条(準用第37条第2項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(26)②) 条例第130条(準用第37条第3項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(26)③)	・就業時の取り決め等の記録(秘密保持誓約書) ・就業規則 ・利用者および家族の同意書	C C C
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。			
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者および従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。			
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。			

	24 広告 指定認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとしていないか。 25 苦情処理 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供したサービスに係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、法第 23 条の規定により区が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは区の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、区からの求めがあった場合には、(3) の改善の内容を区に報告しているか。 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改	条例第130条(準用第38条) 条例第130条(準用第40条第1項) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の1の4(28)①) 条例第130条(準用第40条第2項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(28)②) 条例第130条(準用第40条第3項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(28)③) 条例第130条(準用第40条第4項) 条例第130条(準用第40条第5項)	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告 ・苦情対応マニュアル ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・再発防止策の検討記録	C C C C C
--	--	---	---	--

	善を行っているか。 (6) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 26 事故発生時の対応 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護の提供により、事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、事故の状況および事故に際して採った処置について記録しているか。 (3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 (4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 27 虐待の防止 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、つぎの(1)～(4)に掲げる措置を講じているか。 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	条例第130条(準用第40条第6項) 条例第130条(準用第42条第1項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(30)①) 条例第130条(準用第42条第2項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(30)) 条例第130条(準用第42条第3項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(30)②) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の1の4(30)③) 条例第130条(準用第42条の2) 基準について第3の5の4(14) 条例第130条(準用第42条の2第1号) 基準について第3の5の4(14)①	・事故対応マニュアル ・区、家族、ケアマネへの報告の記録 ・事故に関する記録 ・事故発生報告書 ・ヒヤリハットの記録 ・委員会資料または議事録 ・虐待の防止のための指針 ・研修計画、実施記録	C C C C C
--	---	---	---	--

	(2) つぎの項目を盛り込んだ虐待の防止のための指針を整備しているか。 ① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。	条例第130条 (準用第42条の2第2号) 基準について第3の5の4(14)②		C
	(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	条例第130条 (準用第42条の2第3号) 基準について第3の5の4(14)③		C
	(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	条例第130条 (準用第42条の2第4号) 基準について第3の5の4(14)④		C
	28 会計の区分 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	条例第130条(準用第43条)	・会計書類関係	C
	29 管理者の責務 (1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理および指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	条例第130条(準用第61条の11第1項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の2の2の4(4))		C

	(2) 管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護の従業者に 条例第7章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を 行っているか。	条例第130条(準用第 61条の11第2項) 基準について第3の 5の4(16)(準用第 3の2の2の4 (4))		C
	30 衛生管理等 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の使用 する施設、食器その他の設備または飲用に供する水につい て、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じて いるか。 ※ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、食中毒及び感染 症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保 健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つ こと。 ※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、 レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止 するための措置について、別途通知等が発出されているので、 これに基づき、適切な措置を講じること。 ※ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。	条例第130条(準用61 条の16第1項) 基準について第3の 5の4(13)①イ 基準について第3の 5の4(13)①ロ 基準について第3の 5の4(13)①ハ		C
	(2) 事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所にお いて感染症が発生し、またはまん延しないように、つぎに掲 げる措置を講じているか。 ① 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討す る委員会（テレビ電話装置等可）をおおむね6月に1回以 上開催するとともに、その結果について介護従業者に周知 徹底を図っているか。 ② 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備し ているか。	条例第130条(準用第 61条の16第2項) 基準について第3の 5の4(13)② 条例第130条(準用第 61条の16第2項第1 号) 基準について第3の 5の4(13)②イ 条例第130条 (準用第61条の16第 2項第2号)	・委員会資料または議事録 ・感染症予防の指針 ・感染症予防の研修記録 ・訓練の実施記録	C
				C

	③ 介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。	基準について第3の5の4(13)②ロ 条例第130条(準用第61条の16第2項第3号) 基準について第3の5の4(13)②ハ		C
	31 地域との連携等 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 ※ 地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。 ※ 他の地域密着型サービス事業所を併設している場合には、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。 ※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合には、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。 イ 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在	条例第130条(準用第61条の17第1項) 基準について第3の5の4(16)(準用第3の2の2の3(10)①)	・運営推進会議の記録	C

	する事業所であっても差し支えないこと。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	条例第130条(準用第61条の17第2項)基準について第3の5の4(16)(準用第3の2の2の3(10)②)	C	
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図っているか。	条例第130条(準用第61条の17第3項)基準について第3の5の4(16)(準用第3の2の2の3(10)③)	C	
	(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、区が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めているか。	条例第130条(準用第61条の17第4項)基準について第3の5の4(16)(準用第3の2の2の3(10)④)	B	
	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、サービスの質の改善および質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行っているか。	基準について第3の5の4(16)	C	
	(6) 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えていないか。	基準について第3の5の4(16)	C	
	(7) 外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行っているか。	基準について第3の5の4(16)	C	

32 緊急時等の対応

介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。

条例第130条(準用第101条)
基準について第3の5の4(16)(準用第3の4の4(12))

・緊急時対応マニュアル
・サービス提供記録

C

33 非常災害対策

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。

・消防計画
・風水害対処計画
・地震等対処計画

条例第130条(準用第104条第1項)
基準について第3の5の4(16)(準用第3の4の4(16))

・業務継続計画
・業務継続に係る研修記録
・消防計画
・避難訓練等の実施記録
・運営規程
・消防用設備点検の記録
・運営推進会議の記録

C

(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。

条例第130条(準用第104条第2項)

B

33 調査への協力等

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。

条例第130条(準用第106条)
基準について第3の5の4(16)(準用第3の4の4(19))

C

34 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資

条例第130条(準用条例第108条の2)
基準について第3の5(16)

・委員会資料または議事録

C

	する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しているか。 ※ 令和9年3月31日までの経過措置期間あり	(準用第3の4の4(20))			
第6 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。 (2) 事業者は、当該事業を廃止し、または+は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止または休止の日の1月前までに、その旨を区長に届け出ているか。	法第78条の5 平成18年練馬区規則第34号第3条	・指定申請書および変更届控	C	
第7 介護給付費の算定および取扱い	1 基本的事項 (1) 指定認知症対応型共同生活介護に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定しているか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号(厚生労働大臣が定める1単位の単価)に定める1単位の単価に(2)の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。 (3) (1)、(2)により指定認知症対応型共同生活介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 2 認知症対応型共同生活介護費 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場	告示1 告示2 告示3 告示別表5イ注1 施設基準告示31イ、ロ	・サービス利用票、サービス利用票別表 ・給付管理票・総括票 ・介護給付費明細書 「介護給付費サービスコード表」参照	C	C
				C	

合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準

イ 認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）

（１）当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が１であること。

（２）指定地域密着型サービス基準第 90 条に定める従業者の員数を置いていること。

ロ 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）

（１）当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が２以上であること。

（２）イ（２）に該当するものであること。

3 短期利用認知症対応型共同生活介護費

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準

ハ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）

（１）当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が１であること。

（２）当該指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について３年以上の経験を有すること。

（３）次のいずれにも適合すること。ただし、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護（以

告示別表５ロ注１
施設基準告示31ハ、
ニ
留意事項第２の６
（１）

C

下「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。)を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、(一)及び(二)の規定にかかわらず、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居ごとに定員を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとする。

(一) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。

(二) 一の共同生活住居において、短期利用認知症対応型共同生活介護を受ける利用者の数は1名とすること。

(4) 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。

(5) 短期利用認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。

(6) イ(2)に該当するものであること。

ニ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

(1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が2以上であること。

(2) ハ(2)から(6)までに該当するものであること。

4 夜勤職員の勤務条件を満たさない場合(減算)

別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。なお、利用者の数または従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定しているか。(定員超過利用または人員基準欠如の場合はそれぞれの減算を適用して算定しているか。)

告示別表5注1
留意事項第2の1
(9)
厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29条)3

C

※ 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 90 条第 1 項に規定する介護従業者をいう。）の数が、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに 1 以上であること。ただし、同令第 90 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合においては、当該ただし書に規定する必要な数以上であること。

※ 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。

イ 夜勤時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする）において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が 2 日以上連続して発生した場合

ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が 4 日以上発生した場合

5 定員超過利用減算

指定認知症対応型共同生活介護の利用者の数（指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定認知症対応型共同生活介護の利用者の数および指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の数の合計数）が、施行規則第 131 条の 6 の規定に基づき区長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えた場合は、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を用いて、認知症対応型共同生活介護費を算定しているか。

告示別表 5 注 1
通所介護費等の算定
方法告示 8 イ
留意事項第 2 の 1
(6)

C

	6 人員基準欠如減算 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の員数が、指定地域密着型サービス基準第 90 条に定める員数を置いていない場合は、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を用いて、認知症対応型共同生活介護費を算定しているか。 7 身体拘束廃止未実施減算 告示別表 5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を、ロについては所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型サービス基準第 97 条第 6 項および第 7 項に規定する基準に適合していること。 8 高齢者虐待防止措置未実施減算 事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 2 回以上の研修を実施していない、または高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、利用者全員について所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算しているか。 ※ 減算に該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を区長に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を区長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員所定単位数から減算しているか。	告示別表 5 注 1 通所介護費等の算定 方法告示 8 ロ 留意事項第 2 の 1 (8) 告示別表 5 注 2 大臣基準告示 58 の 4 留意事項第 2 の 6 (2)(準用第 2 の 5 (3)) 指定地域密着型 サービス基準第 97 条第 6 項および第 7 項 告示別表 5 注 3 大臣基準告示 58 の 4 の 2 留意事項第 2 の 6 (3)(準用第 2 の 2 (5))	C C C	
--	--	--	----------------------------	--

	9 業務継続計画未策定減算 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算しているか。 ※ 減算に該当する事実が生じた場合、翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。 10 3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合 共同生活住居の数が 3 である指定認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を 2 人以上とする場合（指定地域密着型サービス基準第 90 条第 1 項ただし書に規定する場合に限る。）に、利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、所定単位数から 1 日につき 50 単位を差し引いて得た単位数を算定しているか。 11 夜間支援体制加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、当該施設基準に掲げる区分に従い、1 日につきつぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 （1）夜間支援体制加算（Ⅰ） 50 単位 （2）夜間支援体制加算（Ⅱ） 25 単位 ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準 イ 夜間支援体制加算（Ⅰ）を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準 （1）通所介護費等の算定方法第 8 号に規定する基準に該当していないこと。 （2）施設基準告示 31 イまたはハに該当すること。 （3）次に掲げる基準のいずれかに該当すること。 （一）夜勤を行う介護従業者の数が厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準第 3 号本文に規定	告示別表 5 注 4 大臣基準告示 58 の 4 の 3 留意事項第 2 の 6 （4）（準用第 2 の 3 の 2（3）） 告示別表 5 注 5 告示別表 5 注 6 施設基準告示 32 留意事項第 2 の 6 （5）	C C C	
--	--	---	----------------------------	--

	する数に 1（次に掲げる基準のいずれにも適合する場合 にあつては、0.9）を加えた数以上であること。 a 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見 守り機器を当該指定認知症対応型共同生活介護事業 所の利用者の数の 10 分の 1 以上の数設置している こと。 b 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および 職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員 会において、必要な検討等が行われていること。 （二）指定地域密着型サービス基準第 90 条第 1 項の規定に より夜間および深夜の時間帯を通じて置くべき数の介護 従業者に加えて、宿直勤務に当たる者を 1 名以上配置し ていること。 ロ 夜間支援体制加算（Ⅱ）を算定すべき指定認知症対応型 共同生活介護の施設基準 （1）イ（1）および（3）に該当するものであること。 （2）施設基準告示 31 のロまたは二に該当する者であるこ と。 12 認知症行動・心理症状緊急対応加算 告示別表 5 ロについて、医師が、認知症の行動・心理症状が 認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知 症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した 者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入 居を開始した日から起算して 7 日を限度として、1 日につき 200 単位を所定単位数に加算しているか。 13 若年性認知症利用者受入加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、 電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局 長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活 介護事業所が、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応 型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算 として、1 日につき 120 単位を所定単位数に加算しているか。	告示別表 5 注 7 留意事項第 2 の 6 （6） 告示別表 5 注 8 大臣基準告示 18 留意事項第 2 の 6 （7）（準用第 2 の 3 の 2（16））	C C
--	--	--	-------------------

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準

受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者または要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

14 入院時費用

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者が病院または診療所への入院を要した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定しているか。

※ 入院の初日および最終日は、算定できない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準

利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者およびその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保していること。

15 看取り介護加算

認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下につい

告示別表5注9
大臣基準告示58の5
留意事項第2の6
(8)

C

告示別表5注10
施設基準告示33
利用者等告示40
留意事項第2の6
(9)

C

ては1日につき144単位を、死亡日の前日および前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算しているか。

※ 退居した日の翌日から死亡日までの間または医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準

イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ロ 医師、看護職員（指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員または当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

次のイからハまでのいずれにも適合している利用者

イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

ロ 医師、看護職員（指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）の職員または当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）の職員に限る。）、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を

	含む。)であること。 ハ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態または家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。			
	16 初期加算 30 単位 認知症対応型共同生活介護費について、入居した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定単位数を加算しているか。30 日を超える病院または診療所への入院後に指定認知症対応型共同生活介護事業所に再び入居した場合も、同様とする。	告示別表 5 ハ 留意事項第 2 の 6 (10)	C	
	17 協力医療機関連携加算 認知症対応型共同生活介護費について、指定認知症対応型共同生活介護事業所において、協力医療機関（指定地域密着型サービス基準第 105 条第 1 項に規定する協力医療機関をいう。）との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的（月 1 回以上）に開催している場合には、次に掲げる区分に応じ、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ※ ただし、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。 （1）当該協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第 105 条第 2 項各号に掲げる要件を満たしている場合 100 単位 （2）（1）以外の場合 40 単位	告示別表 5 ニ 留意事項第 2 の 6 (11)	C	
	18 医療連携体制加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、	告示別表 5 ホ 施設基準告示 34 留意事項第 2 の 6 (12)	C	

当該基準に掲げる区分に従い、1日につきつぎに掲げる所定単位数を加算しているか。

※ 医療連携体制加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロまたは（Ⅰ）ハのいずれかの加算と医療連携加算（Ⅱ）を同時に算定する場合を除き、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

（１）医療連携体制加算（Ⅰ）イ 57 単位

（２）医療連携体制加算（Ⅰ）ロ 47 単位

（３）医療連携体制加算（Ⅰ）ハ 37 単位

（４）医療連携体制加算（Ⅱ） 5 単位

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準

イ 医療連携体制加算（Ⅰ）イを算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

（１）当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1名以上配置していること。

（２）当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護師または病院、診療所もしくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること。

（３）重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ロ 医療連携体制加算（Ⅰ）ロを算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

（１）当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。

（２）当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護職員または病院、診療所もしくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること。ただし、（１）により配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、診療所または指定訪問看護ステーションの看護師により、24 時間連絡できる体制を確保していること。

（３）イ（３）に該当するものであること。

- ハ 医療連携体制加算（Ⅰ）ハを算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準
- （１）当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員としてまたは病院、診療所もしくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を１名以上確保していること。
 - （２）看護師により 24 時間連絡できる体制を確保していること。
 - （３）イ（３）に該当するものであること。
- ニ 医療連携体制加算（Ⅱ）を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準
- （１）医療連携体制加算（Ⅰ）イ、ロまたはハのいずれかを算定していること。
 - （２）算定日が属する月の前３月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が１人以上であること。
 - （一）喀痰吸引を実施している状態
 - （二）呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
 - （三）中心静脈注射を実施している状態
 - （四）人工腎臓を実施している状態
 - （五）重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
 - （六）人工膀胱または人工肛門の処置を実施している状態
 - （七）経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
 - （八）褥瘡に対する治療を実施している状態
 - （九）気管切開が行われている状態
 - （十）留置カテーテルを使用している状態
 - （十一）インスリン注射を実施している状態

19 退居時情報提供加算 250 単位

告示別表イについて、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者１人につき１回に限り算定しているか。

告示別表５へ
留意事項第２の６
(13)

C

	20 退居時相談援助加算 400 単位 告示別表イについて、利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者およびその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する区および老人介護支援センターまたは地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービスまたは地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として算定しているか。 21 認知症専門ケア加算 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) 3 単位 (2) 認知症専門ケア加算 (Ⅱ) 4 単位 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 事業所または施設における利用者または入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以	告示別表5ト 留意事項第2の6 (14) 告示別表5チ 大臣基準告示3の5 利用者等告示41 (準用23の2) 留意事項第2の6 (15) 介護保険最新情報 vol. 1225問17～23、 26 (令和6年3月15日)	C C	
--	--	--	-------------------	--

	上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所または施設における対象者の数が 20 人未満である場合にあっては 1 以上、対象者の数が 20 人以上である場合にあっては 1 に対象者の数が 19 を超えて 10 またはその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 当該事業所または施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的開催していること。 ロ 認知症専門ケア加算 (Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イの基準のいずれにも適合すること。 (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (3) 当該事業所または施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修 (外部における研修を含む。) を実施または実施を予定していること。 ※ 別に厚生労働大臣が定める者 日常生活に支障を来すおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 22 認知症チームケア推進加算 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防および出現時の早期対応に資するチームケア (複数人の介護者がチームを組み、利用者情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。) を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 月			
		告示別表 5 リ注 大臣基準告示 58 の 5 の 2 利用者等告示 41 の 2 留意事項第 2 の 6 (16) 介護保険最新情報 vol. 1228 (令和 6 年 3 月 18 日)	C	

	につき、つぎに掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算を算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 (1) 認知症チームケア推進加算 (Ⅰ) 150 単位 (2) 認知症チームケア推進加算 (Ⅱ) 120 単位 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症チームケア推進加算 (Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 事業所または施設における利用者または入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症の行動・心理症状の予防および出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者または認知症介護に係る専門的な研修および認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無および程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。 ロ 認知症チームケア推進加算 (Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ (1)、(3) および (4) に掲げる基準に適合す	介護保険最新情報 vol. 1229 (令和 6 年 3 月 19 日)		
--	---	---	--	--

	ること。 (2) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 ※ 別に厚生労働大臣が定める者 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者			
	23 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位 (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位	告示別表5ヌ注1、2 留意事項第2の6		
	(1) について、計画作成担当者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算しているか。	(17)	C	
	(2) について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降		C	

	3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1)を算定している場合には算定しない。			
	24 栄養管理体制加算 30 単位 告示別表5イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士（当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。）が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言および指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準 通所介護費等算定方法第8号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）	告示別表5ル注 大臣基準告示58の6 留意事項2の6(18)	C	
	25 口腔衛生管理体制加算 30 単位 告示別表5イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言および指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準 イ 事業所において歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言および指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。 ロ 通所介護費等算定方法第5号、第8号、第9号、第19号および第22号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）	告示別表5ヲ注 大臣基準告示68 留意事項2の6(19)	C	
	26 口腔・栄養スクリーニング加算 20 単位 告示別表5イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニングおよび栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算しているか。	告示別表5ワ注 大臣基準告示42の6 留意事項第2の6(20)	C	

ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 利用開始時および利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

ロ 利用開始時および利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

ハ 通所介護費等算定方法第 5 号、第 7 号から第 9 号まで、第 19 号、第 21 号および第 22 号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。(定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)

27 科学的介護推進体制加算 40 単位

告示別表 5 イについて、つぎに掲げるいずれの、基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算しているか。

(1) 利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、(2)に規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適

告示別表 5 カ注
留意事項第 2 の(21)
(準用第 2 の 3 の 2
(21))

C

	切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。		
	28 高齢者施設等感染対策向上加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 (1) 高齢者施設等感染症対策向上加算 (I) 10 単位 (2) 高齢者施設等感染症対策向上加算 (II) 5 単位 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準 イ 高齢者施設等感染対策向上加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 (2) 指定地域密着型サービス基準第 105 条第 1 項本文に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 (3) 感染対策向上加算または外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修または訓練に 1 年に 1 回以上参加していること。 ロ 高齢者施設等感染対策向上加算 (II) 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。 29 新興感染症等施設療養費(1日につき) 240 単位 指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入	告示別表 5 ヨ注 大臣基準告示58の 7 留意事項第 2 の 6 (22) 告示別表 5 タ注 留意事項第 2 の 6	C C

	院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1月に1回240単位、連続する5日を限度として算定しているか。 30 生産性向上推進体制加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき、つぎに掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位 (2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準 イ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。 (一) 業務の効率化および質の向上または職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全およびケアの質の確保 (二) 職員の負担の軽減および勤務状況への配慮 (三) 介護機器の定期的な点検 (四) 業務の効率化および質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 (2) (1)の取組および介護機器の活用による業務の効率化およびケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 (3) 介護機器を複数種類活用していること。	(24) 告示別表5レ注 大臣基準告示58の8 (準用37の3) 留意事項第2の6 (25)(準用第2の5 (19)) 介護保険最新情報 vol.1236	C	
--	---	---	---	--

(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化およびケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、および当該取組の実施を定期的に確認すること。

(5) 事業年度ごとに(1)、(3)および(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

ロ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)に適合していること。

(2) 介護機器を活用していること。

(3) 事業年度ごとに(2)およびイ(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

31 サービス提供体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきつぎに掲げる所定単位数を加算しているか。

ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

(一) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70上であること。

(二) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員

告示別表5ノ注
大臣基準告示59
留意事項第2の6
(26)(準用第2の2
(20)④から⑦まで、
第2の4(20)②およ
び第2の5(20)②)

C

	の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上であること。 (2) 通所介護費等算定方法第 8 号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。(定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。) ロ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。 (2) イ (2) に該当するものであること。 ハ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。 (二) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上であること。 (三) 指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。 (2) イ (2) に該当するものであること。 32 介護職員等処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合に	告示別表 5 ツ注 1 大臣基準告示 60 (準 用第 48 号) 留意事項第 2 の 6 (27) (準用第 2 の 2 (21))	C	
--	--	--	----------	--

おいては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 186 に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 178 に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 155 に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 125 に相当する単位数 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) を算定した場合に算定することが見込まれる額の 2 分の 1 以上を基本給または決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (二) 当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (2) 当該事業所において、(1) の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処				
--	--	--	--	--

遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、区長に届け出ていること。

(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について区長に届け出ること。

(4) 事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を区長に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責または職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(二) (一) の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。

(四) (三) について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五) について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および

	当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (9) (8) の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 (10) 認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）または（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 ロ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イ（１）から（９）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イ（１）（一）および（２）から（８）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ニ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イ（１）（一）、（２）から（６）まで、（７）（一）から（四）までおよび（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
--	---	--	--	--